

## 第1条（本サービスの内容）

Cloud3（スマートロック）サービス（以下「本サービス」といいます。）は、Qrio 株式会社および株式会社ビットキー（以下総称して「キャリア」といいます。）のアプリやソフトウェアを利用し提供する「スマートロック powered by Qrio」および、「スマートロック powered by ビットキー」を指し、株式会社Cloud3（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、「Cloud3（スマートロック）サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

## 第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約（別紙を含みます。）に同意の上、当社所定の方法により当社に対し本サービスの利用を申し込むものとし、当社がその申込みを承諾した時点で本サービスの利用契約が成立するものとし、ただし、当社から明示的な承諾の意思表示がない場合であっても、当社が本サービスの利用に必要な端末、機器または ID・パスワードを契約者に発した場合、当社によるその行為をもって、当社による承諾はされたものとし、本サービスの利用契約は成立するものとし、なお、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「契約者」といいます。
2. 本規約と別紙の定めが矛盾又は抵触が生じる場合は、別紙の定めが優先して適用されるものとします。
3. 契約者は、別途当社が定める場合を除き、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、ネットワークなどの機器類等を自己の費用と責任において用意するものとします。
4. 契約者は、自らの事業のために本サービスの利用を申し込む者に限られるものとします。

## 第3条（ID・パスワード・レンタル端末の利用・管理）

1. 当社は、本サービスの利用に関する契約の成立後、当社の定める一定の時期までに、当社所定の方法に従って、本サービスの利用にあたって必要となる端末（以下「レンタル端末」といいます。）を契約者に送付するものとします。なお、本サービスの使用にあたり必要となるユーザーID 及びパスワード（以下「管理者アカウント」といいます。）は、契約者が専用アプリ上で発行するものとします。
2. 契約者は、善良な管理者の注意義務をもって、自己の責任において、管理者アカウント及びレンタル端末を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。管理者アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、第三者による管理者アカウントの使用は契約者による利用とみなすものとし、当社は一切の責任を負いません。契約者は、管理者アカウントが盗まれ、または第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
3. 契約者は、レンタル端末を受領した後直ちに梱包等を開封し、契約者自身で取り扱い説明書等を確認し、取り扱い説明書規定の手順に従ってレンタル端末が正常に作動するか確認するものとします。レンタル端末に不備がある場合は、契約者は直ちに当社に連絡するものとします。当該確認及び連絡を怠ったことにより、契約者が本サービスの利用目的を達成できなくなる等の損害を被った場合でも当社は一切責任を負いません。
4. 契約者は、登録企業内で新たに設定した者に対し、管理者アカウントを自由に発行できます。
5. 契約者はレンタル端末及び本サービスを自己で利用するものとし、当社の承諾なく、第三者への使用許諾、譲渡、転貸、占有移転等、質入その他の処分を行わないものとします。また、契約者は、レンタル端末を改造、改装、リバーズエンジニアリング等しないものとします。本項に違反した結果としてレンタル端末に何らかの不具合等が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、かつ端末補償料の支払い義務が免除されるものではありません。
6. 契約者は、レンタル端末について、第三者が差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに当社にその旨を通知するものとします。
7. レンタル端末に貼付されるシリアル表示等のシールを剥離、消去、上書、隠ぺいおよび改ざんしないものとし、レンタル端末を改造しないものとします。
8. 利用期間中に、契約者によりレンタル端末、またはその設置、保管および使用により第三者に損害を与えた場合、契約者の責に帰すべき事由による場合は、契約者が第三者に対して当該損害を賠償するものとします。

## 第4条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙に定める料金とします。
2. 契約者は、本料金を、当社所定の方法にて、別段の定めがある場合を除き、毎月末日締め翌月末日までに支払うものとし、なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者が月の途中で本サービスに申し込む場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われずものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

5. 契約者が当社に対して支払った一切の本料金は返還されないものとします。
6. 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。
7. 当社は、契約者による本サービスの利用状況、支払履歴・状況等に関する情報を本規約第14条第1項第4号で定義する「当社等」に提供することができるものとし、当社等は当社等が提供する商品・サービス等の申し込みの審査及びその他事業運営上必要となる事項に関し、当該情報を利用することができるものとします。

#### 第5条 (遅延損害金)

当社は、契約者が利用契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、契約者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合(年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。)による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

#### 第6条 (お問合せ)

契約者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

#### 第7条 (本サービス・規約の変更)

1. 当社は、契約者に対して事前に周知することにより、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を、契約者に対して、当社のWebサイトへの掲載またはその他相当の方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。

#### 第8条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 当社から貸与する製品がある場合、当該製品を破損又は滅失させるおそれのある行為。
- ⑥ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑦ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑧ 当社の事前の承諾なく、利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑨ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- ⑩ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑪ 当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為または与えるおそれがある行為。
- ⑫ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑬ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑭ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

#### 第9条 (知的財産権)

契約者は、別段の定めがある場合を除き、本サービス及びその内容、システム構成における著作権、商標権、その他ノウハウなどの知的財産権が当社または当社の業務提携企業に帰属していることを認識し、本規約によってその使用権のみを有するものとします。

#### 第10条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、当社の書面による事前の承諾なくして契約者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第11条 (損害賠償)

契約者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みますがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

#### 第12条 (相殺)

当社は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわらず、利用契約にかかわらず、契約者が当社に対し負担する一切の金銭債務と、当社が契約者に対し負担する金銭債務とを、対当額にて相殺することができるものとします。

### 第13条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に契約者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWeb サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。
3. 契約者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第14条 (利用目的)

1. 当社は、契約者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。
  - ① 本サービスを提供する場合（本料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
  - ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
  - ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
  - ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
  - ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
  - ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
  - ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
  - ⑧ 法令の規定に基づく場合。
  - ⑨ 契約者から事前の同意を得た場合。
2. 前項に定めるほか、当社は、契約者の個人情報を当社のプライバシーポリシー (<https://Cloud3.co.jp/privacy/>) に従い取り扱います。

### 第15条 (機器の設置工事および撤去)

1. 当社は、当社が委託する工事業者等に対し、契約者からのレンタル端末の設置に関する希望に基づき、設置先に訪問させ、レンタル端末の設置工事を行わせることができるものとします。また、契約者は当該訪問にあたり、事前に工事業者等と工事予定日を調整するものとし、当社は当該工事予定日において工事業者等に設置工事を実施させるものとします。なお、契約者と工事業者との間で工事予定日の調整を行ったにもかかわらず、当該工事予定日に契約者等が設置先に不在だった場合は、当社は契約者に対して別途当社が定める工事業者訪問料を請求することができるものとします。
2. 本サービスのご利用にあたってドアへの取付工事、ドアの鍵への加工が必要となる場合があります。契約者ご自身又は契約者が手配された工事業者によるドアへの加工や、商品の取り外しの際の補修・原状復旧等については、当社は一切責任を負わないものとします。また、当社は、販売代理店での訪問設置またはお客様自身でレンタル端末を設置した際に発生した損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
3. 注文時に当社に商品の取付工事をご依頼頂いた場合であっても、契約者のドア形状等により商品の取付が困難と当社が判断した場合は、キャンセルとさせて頂く場合があります。
4. 契約者は、本サービスの利用の申込から一定期間経過後でも当社または工事業者等から契約者への連絡が繋がらない場合または工事予定日における不在を複数回発生させた場合は、当社が利用契約を解除する可能性があることを予め承諾するものとします。なお、当社は、レンタル端末を設置するにあたり、契約者からご提供いただいた氏名・住所・電話番号、設置先情報を、当社が委託する工事業者等に開示します。
5. 契約者は、工事業者等、販売代理店によるレンタル端末の設置作業に立ち会うものとします。
6. 契約者は、工事業者等がレンタル端末を設置先の壁面や扉、窓等にネジまたは両面テープ等で固定・設置することをあらかじめ承諾するものとします。なお、機器不良または利用契約の解約におけるレンタル端末の交換・撤去において、レンタル端末を取り外した箇所の復旧は契約者が自らの費用と責任で行うものとします。

### 第16条 (初期不良および返品)

1. レンタル端末について、納入当初から正常に動作しない状態である場合（以下「初期不良」といいます）または納入に起因して破損が生じた場合若しくはその他当社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、契約者は当社が指定する連絡窓口に対しレンタル端末納入完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。契約者が、レンタル端末を受領した後10日以内に、当社に対してレンタル端末に初期不良がある旨の通知をなさなかった場合、当社は、レンタル端末は初期不良がない状態で契約者に引き渡されたものとみなします。
2. レンタル端末について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
  - ① 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、または異常電圧等の不慮の事故による場合

- ② 接続時の不備に起因する場合、または接続している他の機器に起因する場合
  - ③ 取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合
  - ④ 契約者が分解、改造、調整、部品交換等を行った場合
  - ⑤ その他、レンタル端末引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合
3. 契約者は、レンタル端末の利用開始後に、故障が発生し、または毀損、滅失、紛失等が発生した場合、速やかに当社が指定する連絡窓口に対し通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
  4. 前2項に基づき、修理または交換が必要となる場合において、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、端末補償料が発生する場合があります。また、契約者の責めによる事由に基づきレンタル端末が修理不能の状態（第三者への転貸、譲渡その他の処分を含む）であると当社が判断した場合も契約者は、端末補償料が発生する場合があります。なお、交換前のレンタル端末については速やかに返却等を行わなければならないものとします。
  5. 当社は、交換されたレンタル端末が契約者に到達せず当社へ返送された場合、第21条第1項⑩に基づき、利用契約を解除することができるものとします。

#### 第17条 (免責)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき契約者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの一時中断、停止、並びに本サービス及び本規約の内容の変更、追加又は中止等により、契約者又は第三者が被ったあらゆる不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、前各項のほか、当社の責に帰する事情によって契約者に損害が生じた場合であっても、当社が賠償すべき損害は、当社に故意または重過失により生じた損害を対象に、通常かつ直接に生じた損害につき、契約者が当社に対し支払った直近3ヶ月分本料金の合計額を上限とするものとします。

#### 第18条 (報告義務)

1. 契約者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 契約者が、前項に記載する変更後の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が契約者の変更前の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て契約者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 契約者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

#### 第19条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、契約者の事前の承諾、又は契約者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

#### 第20条 (秘密保持)

契約者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

#### 第21条 (本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① 契約者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
  - ② 契約者が、第8条に定める行為を行ったとき。
  - ③ 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
  - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
  - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
  - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑪ 契約者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

- ⑫ 契約者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
  - ⑬ 契約者が規約等に違反したとき
  - ⑭ 当社から契約者に対する連絡が不通となったとき
  - ⑮ 契約者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
  - ⑯ 当社に通知した住所にレンタル端末を納入したにもかかわらず、契約者等の不在等によりレンタル端末の引き渡しができず、かつレンタル端末の発送から一定期間が経過してもなお当該利用者から何らの連絡も無い場合。
  - ⑰ その他、当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
  - ⑱ 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
  - ⑲ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

## 第22条 (本サービスの中断および中止)

当社は、次の場合には本サービスの全てまたは一部の提供を変更、中止または中断することがあります。

- ① サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- ② サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき。
- ③ サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- ④ 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- ⑤ その他当社が本サービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき。

## 第23条 (サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の14日前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

## 第24条 (解約)

1. 契約者が本サービスの解約を行う場合、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。
2. 当月末日までに申出があった場合は当月末日での解約となります。なお、最低利用期間中の解約の場合、別紙に定める契約解除料をお支払い頂きます。
3. レンタル端末の着荷の翌月末日までに本サービスの利用の開始を当社にて確認できない場合、当社は本サービスの利用契約を解約することができるものとし、当社が本サービスの利用契約を解約した場合、契約者は速やかにレンタル端末を返却するものとします。返却期限までにレンタルした端末の返却がなかった場合、または、返却された端末が破損または故障していた場合、別紙1で定める端末補償料をお支払い頂きます。
4. 契約が終了した場合は当社が定める方法に従い、返却期限までに当社に対して当該端末を返却して頂きます。返却期限までにレンタルした端末の返却がなかった場合、または、返却された端末が破損または故障していた場合、別紙1に定める端末補償料をお支払い頂きます。
5. レンタル端末を返却する際は、レンタル端末本体のほか同梱されている付属品や備品も一式返却するものとします。

## 第25条 (契約期間)

本サービスの利用契約は、当社が契約者からの申込みを承諾した日から効力が生じるものとします。

## 第26条 (特典付与)

1. 当社は、本サービスの利用に関する契約が継続する限り、契約者に、特典として以下の通信端末修理費用保険を付与するものとします。なお、特典の利用範囲等は、別途当社が定める「通信端末修理費用保険特典規約」に定めるものとします。
  - ① 本サービスに付随関連して、契約者が所有し、利用する通信端末（タブレット端末（タブレットPCを含みます。）、モバイルルーター、ノートパソコン、デスクトップパソコンをいいます。）が偶然な事故により外装の破損、損壊、水濡れ、故障等により生じた損害に関して、②に定める引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。
  - ② 引受保険会社は、さくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）であり、引受保険会社と当社が通信端末修理費用保険契約を締結し、被保険者を契約者とすることで本特典が付与されるものとします。
2. 当社は、本サービスの利用に関する契約が継続する限り、契約者に、特典として別紙7に定めるサービスの利用ライセンスを付与するものとします。なお、特典の詳細、利用範囲等は、別紙7に定めるものとします。

## 第27条 (期限の利益の喪失)

契約者が、第21条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

## 第28条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - ①自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
  - ②反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - ③反社会的勢力を利用しないこと。
2. 契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
  - ①当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為。
  - ②当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
  - ④偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
  - ⑤前各号に準ずる行為。
3. 契約者は、契約者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 当社は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、利用契約その他契約者と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

## 第29条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規約及び契約者と当社間の関係は、日本法に準拠します。本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約のいずれかの部分が無効または執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本規約の規定を行使または執行しなかった場合、かかる権利または規定の放棄とは解釈されません。

## 第30条 (信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、契約者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

## 第31条 (残存条項)

1. 利用契約が終了した場合であっても、その理由の如何を問わず、以下の事項が全て満たされるまでの間、本規約は当社と契約者との間でその効力を存続するものとします。
  - ① 当社より契約者にレンタルした機器の返却を当社が確認すること、又は、端末補償料の全額が当社に対して支払われたことを当社が確認すること
  - ② 契約者の当社に対する一切の債務が完済されること。
  - ③ 契約者が、本規約の定めと抵触する状態であった場合、当社がそれらの全てが解決されていることを確認すること
2. 利用契約が終了し、前項に定める期間を経過した場合であっても、本規約第5条、第7条乃至第12条、第17条、第18条、第20条乃至第23条、第24条、及び第27条乃至本条の規定は、当社と契約者との間でその効力が存続するものとします。

以上

2023年2月20日 制定  
2023年4月10日 改訂  
2023年5月29日 改訂  
2023年9月11日 改訂

## ①本サービスの詳細

本サービスは、プラン毎に以下の各サービスを含むものとします。

キャリア名・プラン名		本料金 (税込)	サービス内容
1	Qrio	ライトプラン	別紙2のとおり
2	ビットキー	ライトプラン	別紙3のとおり
3		アクセスプラン	別紙4のとおり
4		アクセス36プラン	別紙5のとおり
5		スタンダードプラン	別紙6のとおり

## ②端末補償料

本サービスをご利用いただくにあたり当社から提供する機器はレンタルとなります。契約が終了した場合は当社が定める方法に従い、返却期限までに当社に対して当該端末を返却して頂きます。返却期限までにレンタルした端末の返却がなかった場合、または、返却された端末が破損または故障していた場合、以下に定める端末補償料をお支払い頂きます。

端末補償料 (不課税)	Qlio Lock	20,000 円/台
	Qrio Pad	15,000 円/台
	Qrio Hub	7,000 円/台
	Qrio Card	1,000 円/枚 (※詳細は別紙3の第3項記載)
	bitlock PRO	30,000 円
	bitlock MINI	20,000 円
	bitreader+	15,000 円
	bitlink	14,000 円

## ③キャリア規約一覧

契約者は、本サービスの利用にあたりプランに応じてキャリアが定める以下の規約、プライバシーポリシーに予め同意するものとします。

キャリア名	プラン名	規約名	URL
Qrio	ライトプラン	サービス利用規約	<a href="https://kagican.jp/terms">https://kagican.jp/terms</a>
ビットキー	ライトプラン アクセスプラン アクセス36プラン スタンダードプラン	bitkey 利用規約	<a href="https://terms.bitkey.co.jp/top">https://terms.bitkey.co.jp/top</a>
		workhub 利用規約	<a href="https://terms.bitkey.co.jp/top/homehub_business">https://terms.bitkey.co.jp/top/homehub_business</a>
		workhub Cloud 利用規約	<a href="https://terms.bitkey.co.jp/top/homehub_business">https://terms.bitkey.co.jp/top/homehub_business</a>
		bitlink 利用規約	<a href="https://terms.bitkey.co.jp/top">https://terms.bitkey.co.jp/top</a>
		プライバシーポリシー	<a href="https://terms.bitkey.co.jp/top/privacy-policy">https://terms.bitkey.co.jp/top/privacy-policy</a>

## 【Qrio】ライトプラン 詳細

## 1. 概要

スマートフォンなどで鍵の解錠やその管理が行えるサービスとなります。

## 2. プラン・利用料金

プラン及び利用料金の詳細は以下の通りとします。

## ①プラン詳細

レンタル端末	Qrio Lock 1台 / Pad 1台
サービス利用開始日	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
月額利用料 (税別)	3,480 円 (1セット目)
最低利用期間	サービス利用開始日を含む月を1か月目として36ヶ月間
契約解除料	最低利用期間中での解約・終了の場合：15,000 円 (不課税) ※

※最低利用期間内に解約または本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は契約解除料として上記に定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。

## ②オプション詳細

オプション料金の利用にあたっては、基本プランとは別途お申込みが必要です。

オプション	利用料金 (税別)	サービス利用開始日
追加Lock	月額1,480 円/台	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
Pad (専用 IC カードや PIN コードで操作する機器のレンタル)	月額500 円/台	①本サービスの利用契約申込時にお申込みの場合 本サービスの利用契約のサービス利用開始日  ②本サービスの利用契約申込後の追加お申込みの場合 端末着荷日 ※ただし、②より①が遅い場合、①の日付とします。
Hub (遠隔管理用 Wi-Fi 中継器のレンタル)	月額500 円/台	
Card (専用 IC カード/売買)	1,000 円/枚 ※	

※無料期間中の場合は、初回請求時に月額利用料に加算して請求します。

## 3. Qrio Card の売買契約

- Cardについては、契約者より申込みを受け、当社が承諾した時点で売買契約が成立するものとし、当社は契約者に対して別途当社が定める方法・時期にCardを引き渡すものとします。当該引渡しの完了をもって、Cardにかかる危険負担は契約者に移転するものとします。
- 契約者は、Cardの引渡しを受けた場合、5営業日以内に数量・品質等に不適合がないが検査するものとし、不適合がある場合は当社に対して引渡しを受けた日 (以下「引渡日」といいます。) から5営業日以内に連絡するものとします。なお、引渡日から5営業日以内に当社に対して連絡がない場合は、検査完了したものとします。

- (3) 当社は、検査完了以降、Card に関し、不適合等について一切の責任を負わないものとします。
- (4) Card の所有権は、Card の譲渡対価全額が支払われた時に、契約者に移転するものとし、Card の利用料金全額が支払われるまでは Card の所有権は当社に留保されるものとします。
- (5) Card の利用料金全額が支払われる前に、本サービスの利用契約が終了した場合、Card の売買契約は契約締結時に遡って成立しなかったものとし、契約者は当社に対し、当社から引き渡された Card を当社が指定する期日までに返却するものとします。
- (6) 前項の場合において、返却期限までに Card の返却がなかった場合、または、返却された Card が破損または故障していた場合、契約者は当社に対し端末補償料をお支払い頂きます。

## 【ビットキー】ライトプラン 詳細

## 1. 概要

スマートフォンなどで鍵の解錠やその管理が行えるサービスとなります。

## 2. プラン・利用料金

プラン及び利用料金の詳細は以下の通りとします。

## ①プラン詳細

レンタル端末	bitlock MINI 1台 / bitreader+ 1台
サービス利用開始日	<p>契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日</p> <p>※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。</p> <p>※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。</p>
月額利用料（税別）	3,480円
最低利用期間	サービス利用開始日を含む月を1か月目として12ヶ月間
契約解除料	最低利用期間中での解約・終了の場合：15,000円（不課税）※

※最低利用期間内に解約または本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は契約解除料として上記に定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。

## ②オプション詳細

オプション料金の利用にあたっては、基本プランとは別途お申込みが必要です。

オプション	利用料金（税別）	サービス利用開始日
追加 bitlock MINI	月額1,480円/第	<p>契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日</p> <p>※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。</p> <p>※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。</p>
bitreader+（「パスコード解錠」や「FeliCa（一部のモバイルFeliCa）での解錠」ができる bitlock MINI の拡張機器のレンタル）	月額500円/台	<p>①本サービスの利用契約申込時にお申込みの場合 本サービスの利用契約のサービス利用開始日</p> <p>②本サービスの利用契約申込後の追加お申込みの場合 端末着荷日</p> <p>※ただし、②より①が遅い場合、①の日付とします。</p>

## 【ビットキー】アクセスプラン 詳細

## 1. 概要

スマートフォンなどで鍵の解錠やその管理が行えるサービスとなります。

## 2. プラン・利用料金

プラン及び利用料金の詳細は以下の通りとします。

## ①プラン詳細

レンタル端末	bitlock PRO 1台 / bitreader+ 1台
サービス利用開始日	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
月額利用料（税別）	3,480円
最低利用期間	サービス利用開始日を含む月を1か月目として12ヶ月間
契約解除料	最低利用期間中での解約・終了の場合：3,480円×残月数（不課税）※

※最低利用期間内に解約または本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は契約解除料として上記に定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。

## ②オプション詳細

オプション料金の利用にあたっては、基本プランとは別途お申込みが必要です。

オプション	利用料金（税別）	サービス利用開始日
追加 bitlock PRO	月額2,980円/台	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
bitreader+（「パスコード解錠」や「FeliCa（一部のモバイルFeliCa）での解錠」ができる bitlock MINI の拡張機器のレンタル）	月額500円/台	①本サービスの利用契約申込時にお申込みの場合 本サービスの利用契約のサービス利用開始日 ②本サービスの利用契約申込後の追加お申込みの場合 端末着荷日 ※ただし、②より①が遅い場合、①の日付とします。

## 【ビットキー】 アクセスプラン 36 詳細

## 1. 概要

スマートフォンなどで鍵の解錠やその管理が行えるサービスとなります。

## 2. プラン・利用料金

プラン及び利用料金の詳細は以下の通りとします。

## ①プラン詳細

レンタル端末	bitlock PRO 1台
サービス利用開始日	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
月額利用料（税別）	3,480円
最低利用期間	サービス利用開始日を含む月を1か月目として36ヶ月間
契約解除料（不課税） ※	最低利用期間中での解約・終了の場合：サービス利用開始日を含む月を1ヶ月目として、 1～12ヶ月目以内での解約・終了：15,000円 12～24ヶ月目以内での解約・終了：10,000円 24～36ヶ月目以内での解約・終了：5,000円

※最低利用期間内に解約または本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は契約解除料として上記に定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。

## ②オプション詳細

オプション料金の利用にあたっては、基本プランとは別途お申込みが必要です。

オプション	利用料金（税別）	サービス利用開始日
追加 bitlock PRO	月額 3,480 円/台	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
bitreader+（「パスコード解錠」や「FeliCa（一部のモバイル FeliCa）での解錠」ができる bitlock MINI の拡張機器のレンタル）	月額 500 円/台	①本サービスの利用契約申込時にお申込みの場合 本サービスの利用契約のサービス利用開始日 ②本サービスの利用契約申込後の追加お申込みの場合 端末着荷日 ※ただし、②より①が遅い場合、①の日付とします。

## 【ビットキー】スタンダードプラン 詳細

## 1. 概要

スマートフォンなどで鍵の解錠やその管理が行えるサービスとなります。

## 2. プラン・利用料金

プラン及び利用料金の詳細は以下の通りとします。

## ①プラン詳細

レンタル端末	bitlock PRO 2台 / bitlink 2台 / bitreader+ 1台
サービス利用開始日	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
月額利用料 (税別)	基本料 8,960円 (利用人数20人までを含む) 従量 利用人数21人目以降 150円/人
最低利用期間	サービス利用開始日を含む月を1か月目として12ヶ月間
契約解除料	最低利用期間中での解約・終了の場合：8,960円×残月数 (不課税) ※

※最低利用期間内に解約または本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は契約解除料として上記に定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。

※利用人数は登録ID数を基準として算出し、当月中の最大の利用人数を基準として従量料金を算出するものとします。

## ②オプション詳細

オプション料金の利用にあたっては、基本プランとは別途お申込みが必要です。

オプション	利用料金 (税別)	サービス利用開始日
追加 bitlock PRO (bitlink 1台付帯)	月額4,980円/台	契約者が専用アプリをインストールし、かつ、レンタル端末のいずれかと専用アプリとの接続が完了した日 ※ただし、通信環境等の影響により、専用アプリとレンタル端末のいずれかとの接続を当社が確認できた日が実際に接続を完了した日が属する月の翌月以降になる場合、当社が接続を確認できた日とします。 ※上記に関わらず、当社と契約者間で本サービスの利用を開始した日を合意した場合はその日を本サービス利用開始日とすることができるものとします。
bitreader+ (「パスコード解錠」や「FeliCa (一部のモバイルFeliCa) での解錠」ができる bitlock MINI の拡張機器のレンタル)	月額500円/台	①本サービスの利用契約申込時にお申込みの場合 本サービスの利用契約のサービス利用開始日 ②本サービスの利用契約申込後の追加お申込みの場合 端末着荷日 ※ただし、②より①が遅い場合、①の日付とします。

## 【特典】「打刻 keeper」詳細

## 1. 概要

株式会社 e-web（以下「提供元」といいます。）が提供する、勤怠管理のシステムサービスとなります。契約者は、利用にあたって提供元が定める以下の利用規約に同意するものとします。

打刻 keeper 利用規約 <https://dxhikari.bizimo.ne.jp/wp-content/uploads/dakoku.pdf>

## 2. 利用料金

契約者における利用 ID 数に応じて、月額基本利用料を以下の通りとし、別紙2乃至別紙6に定める各プランの利用料金とは別途発生します。

利用料金名	利用料金（税抜）
月額基本利用料	6ID 目以降、月額 250 円/ID

※5ID 目までは無料と致します。

※月額基本利用料は、当月中に利用がされた最大 ID 数を基準として算出するものとし、発行済みの ID で当月中に利用のない ID については対象外として算出するものとします。

## 3. サービス利用開始日

利用にあたって必要となる管理者アカウントの ID・パスワードを、当社が契約者に発した日

## 4. その他

- (1) 契約者は、契約者と提供元との間の「打刻keeper」の利用契約に基づく提供元の契約者に対する金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で提供元が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき当社または当社の業務委託先が契約者に対して「打刻keeper」の利用料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、提供元及び当社は、当該債権譲渡に関する契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) 当社が提供するサービスは本サービスに限定され、当社は、本サービスの範囲を超えて、「打刻keeper」の内容等に関し一切の責任を負わないものとします。